

消費税引き上げに伴う給食費の改定案について

1. 消費税の引き上げ

平成26年4月1日から消費税が 8%に改正
平成27年10月1日、消費税を10%に改正予定

2. 現在の給食費

給食センター	月 額
小 学 校	4,300円
中 学 校	5,100円

(参考)	月 額
桜台小学校	4,700円
桜台中学校	5,700円

3. 平成25年度 給食の賄材料費

賄材料費の予算 (消費税5%)	給食日数	1日当たりの 賄材料費
275,020,000円	189日	1,455,132円

【改訂案】

①. 平成26年4月1日から消費税が8%

給食費の改定時期 平成26年4月1日

1回目の給食費改定案

月額(円)	引き上げ額
4,500円	200円の増額
5,300円	200円の増額

(改訂額の根拠)

	現在の給食費 (月額)	消費税増税分 (5%から8%)	ご飯、パン、牛乳 の値上がり(2%)	合 計
小 学 校	4,300円	123円	86円	4,509円
中 学 校	5,100円	146円	102円	5,348円

②. 平成27年10月1日、消費税が10%となった場合

給食費の改定時期 平成27年10月1日

2回目の給食費改定案

月額(円)	①からの引き上げ額
4,600円	100円の増額
5,400円	100円の増額

※食料品に対する軽減税率等の状況によっては、再度、運営委員会で審議。

(改訂額の根拠)

	現在の給食費 (月額)	消費税増税分 (5%から10%)	ご飯、パン、牛乳 の値上がり(2%)	合 計
小 学 校	4,300円	205円	86円	4,591円
中 学 校	5,100円	243円	102円	5,445円